

医師法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

令和6年9月
厚生労働省
医政局医事課
医政局歯科保健課
医薬局総務課

1. 改正の趣旨

- 医師、歯科医師及び薬剤師については、保健衛生行政上、その分布及び業態を正確に把握する必要があることから、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第3項及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条において、2年ごとに、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- これらの規定に基づき、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第6条第2項及び第2号書式、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第6条第2項及び第2号書式並びに薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）第7条第2項及び様式第6において、医師、歯科医師及び薬剤師が届け出なければならない事項について、それぞれ書式を定めているところ。
- 令和6年度は、当該規定に基づき届出を実施する年であり、今後の医師、歯科医師及び薬剤師の確保対策の検討等において必要な情報を当該届出により把握できるよう、各都道府県への届出票の送付に先立ち、医師法施行規則第2号書式、歯科医師法施行規則第2号書式及び薬剤師法施行規則様式第6に定める届出の書式について、それぞれ下記のとおり所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 医師法施行規則に定める第2号書式の一部改正について
- 医師の夜間・休日勤務や宿直・日直の状況を正確に把握するため、「(8)主たる従事先」及び「(9)従たる従事先」の「勤務状況」欄中に、夜間・休日勤務を実施した回数を記載する欄を新たに設け、この欄のうち、宿直・日直を実施した回数を別記する欄を設ける。
- 医師のうち、「公衆衛生業務」、「司法行政解剖業務」に従事している者の数を把握するため、「(8)主たる従事先」の「主たる業務内容」欄の選択項目に「公衆衛生業務」、「司法行政解剖業務」を追加する。
- 社会医学系専門医の人数を把握するため、「(11)取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格及び医師少数区域経験認定医師」欄の選択項目に「社会医学系専門医」を追加する。
- 医師臨床研修修了の有無や医師臨床研修を実施した病院の所在地とその他の項目を紐

付けて分析できるようにするため、記載項目に「(16)臨床研修修了の有無」、「(17)臨床研修病院の所在都道府県名」を新たに設ける。

(2) 歯科医師法施行規則に定める第2号書式の一部改正について

- 補綴歯科専門医の人数を把握するため、「(11)取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名」欄の選択項目に「補綴^{てつ}歯科専門医」を追加する。
- 歯科医師臨床研修修了の有無や歯科医師臨床研修を実施した施設の所在地とその他の項目を紐付けて分析できるようにするため、記載項目に「(13)臨床研修修了の有無」、「(14)臨床研修施設の所在都道府県名」を新たに設ける。

(3) 薬剤師法施行規則に定める様式第6の一部改正について

- 薬剤師の勤務情報を正確に把握するため、「(7)主に従事している施設及び業務の種別」の項目名を「従事している施設及び業務の種別」に改めた上で、「回答欄」中に主たる施設・業務の種別及び従たる施設・業務の種別を記入する欄を新たに設ける。

(4) その他所要の改正を行う

3. 根拠条項

- 医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項及び薬剤師法第9条

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年9月3日
- 施行期日：公布日